

子どもの状況	子どもの権利利益の擁護が図られ、その最善の利益が実現される。	2	1	子供の権利利益の擁護の主旨の周知状況	調査中	教育施策やこども施策を行う官公庁に対し、その趣意を届け出ている	—	—	教育関係基本計画やこども基本法、児童の権利に関する条約やPやSOS等を用いて実施	子供の権利利益の擁護については児童の権利に関する条約やこども基本法に規定されていることと、それらの趣旨の周知を行うこと、子供の権利利益の擁護につなぐ、子供の最善の利益の実現に資する
○主観的ウェルビーイングの向上	子供たちのウェルビーイングの向上が図られる。	2	2	・自分はいまよいところがあると思う児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 82.5% 中学校 80.1%	—	教育活動全体(附)	子供たちのウェルビーイングの向上は、なにか一つの事柄によってもなされるものではなく、様々な教育活動全体を通じて成し遂げられるものであるため、子供たちのウェルビーイングの向上への一つの大きな視点として掲げながら教育活動を実施することで、目標の達成を目指す。
				・普段の生活の中で、幸せが実感しなことがあった児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 90.9% 中学校 88.8%	—	・よりよい生き方を実現する力を育む通達教育の推進 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・独立青少年教育実践推進調査交付金	
				・友達関係に満足している児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 90.1% 中学校 88.3%	—	・独立青少年教育実践推進調査交付金 ・学校・教育委員会等との協力を求めること、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導実践改訂の背景や発達支援の生徒指導の考え方の説明を行う。	
				・地域や社会をよくするたに何かしてみたいと思う児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 78.9% 中学校 63.9%	—		
				・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(南)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 85% 中学校 70%	—		
○道徳教育の推進	自己の生き方考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者とよりよく生きるための基盤となる価値観を育み、1.特定の道徳課題を意図的に道徳教育が推進される。	2	2	道徳の授業において自分の考えを表明し、学級やグループで話し合ったうえで活動に取り組んでいる割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 83.6% 中学校 86.0%	—	肯定的な回答の割合 小学校 90% 中学校 90%	よりよい生き方を実現する力を育む道徳教育の推進
○発達支援的生徒指導の推進	特に改訂した生徒指導要領を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に「児童生徒が主体的に主体的に自らを改善していくことを支援し、学校・教員がいかにできるか」という発達支援的生徒指導の側面に重点を置いた実践が求められる。生徒指導の目的である児童生徒の自己指導能力の獲得が図られる。	2	4	・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 76.6% 中学校 77.5%	—	—	—
				・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じる児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 68.5% 中学校 66.4%	—	学校・教育委員会等の理解を深めるため、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導実践改訂の背景や発達支援の生徒指導の考え方の説明を行う。	学校・教育委員会の発達支援的生徒指導に対する理解を深め、各学校において発達支援的生徒指導の考えに基づいた生徒指導を実施することにより、生徒指導の目指す児童生徒の自己指導能力の獲得につなげる。
				・人が困っているときは進んで動いていると思う児童生徒の割合(南)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 91.4% 中学校 88.1%	—	—	—
				・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	小学校 88.8% 中学校 87.2%	—	—	—
				・「認知したいのうら、解消しているもの割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	80%	—	—	—	—
○いじめ等への対応、人権教育の推進	いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめの積極的な対応、組織的対応の徹底、重大事故の防止等の適切な運用を図るとともに、いじめ防止対策推進法に規定する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	2	5	・いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめの積極的な対応、組織的対応の徹底、重大事故の防止等の適切な運用を図るとともに、いじめ防止対策推進法に規定する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	—	—	・いじめの防止等に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じていじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
				・いじめ防止対策推進法に規定する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	—	—	・いじめの防止等に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じていじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
				・いじめ防止対策推進法に規定する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	—	—	・いじめの防止等に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じていじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
				・いじめ防止対策推進法に規定する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	—	—	・いじめの防止等に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じていじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
				・いじめ防止対策推進法に規定する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	—	—	・いじめの防止等に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じていじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育関係者等の役割を明確にし、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
○児童生徒の自己対策の推進	SOSの出力に関する教育を含め、自防自衛教育が推進されるとともに、1人1台端末を活用した、自防自衛の早期把握や適切な支援につながる関係が全ての学校で図られることにより、全国において児童生徒の自防自衛能力が向上し、安心して学校生活を送れるようになる。	2	6	・1人当たりの児童生徒の自防自衛教育	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	—	—	・児童生徒の自防自衛に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じて自防自衛教育の実施や、1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援につながる関係が全ての学校で図られることにより、全国において児童生徒の自防自衛能力が向上し、安心して学校生活を送れるようになる。	・全国の学校において、「SOSの出力に関する教育」を含めた自防自衛教育の実施や、1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援につながる関係が全ての学校で図られることにより、児童生徒が1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援を受けることができるようになる。
				・児童生徒の人口10人当たりの自防自衛教育	警察庁・厚生労働省調べ(毎年)を基に文部科学省にて算出	—	—	—	・児童生徒の自防自衛に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じて自防自衛教育の実施や、1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援につながる関係が全ての学校で図られることにより、全国において児童生徒の自防自衛能力が向上し、安心して学校生活を送れるようになる。	・全国の学校において、「SOSの出力に関する教育」を含めた自防自衛教育の実施や、1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援につながる関係が全ての学校で図られることにより、児童生徒が1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援を受けることができるようになる。
				・児童生徒の人口10人当たりの自防自衛教育	警察庁・厚生労働省調べ(毎年)を基に文部科学省にて算出	—	—	—	・児童生徒の自防自衛に関する普及啓発活動 ・各行政機関を通じて自防自衛教育の実施や、1人1台端末を活用した自防自衛の早期把握や適切な支援につながる関係が全ての学校で図られることにより、	

[illegible]

グローバル社会における人材育成											
○日本人学生・生徒の海外留学の推進	4	1	・日本人高校生の海外留学生数(2033年までに12万人にする)	高等学校等における国際交流等の状況について(隔年)	12万人 (2033年までの目標値)	—		・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業、国際文化・留学推進推進事業、異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生駆けつけプロジェクト等 ・独立行政法人日本学生支援機構推進費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・大学等の海外留学支援制度 ・官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業において、短期留学を行った生徒が帰国後の生徒へ留学の意義等を伝えること、都道府県が実施する取組に参加することにより日本の高校生の留学意識を向上させ、留学人数の増加につなげる。 ・アジア高校生駆けつけプロジェクト、異文化理解ステップアップ事業については、当該事業で全国の高校に招聘した留学生が日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深めることにより、日本の高校生の留学意識の向上、留学人数の増加につなげる。 ・海外に派遣される日本人学生に対して、奨学金を支給すること等により、単位や学位の取得を目指す中長期留学生を中心に日本人の海外留学人数の増加を推進する。		
			・日本人学生等の海外留学生数(2033年までに中期留学生を中心とした増加させながら、35万人を目指し増加させる。このうち、長期留学生については15万人を目指し増加させる。)	日本学生支援機構「日本人留学生留学状況調査」、OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IEE「Open Doors」等 (長期留学生数については、OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IEE「Open Doors」等から測定)(毎年)	38万人(うち、長期留学生については15万人) (2033年までの目標値)	—					
○外国人留学生の受入れの推進	4	2	・大学等に在籍する外国人留学生数(2033年までに38万人を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(毎年)	38万人 (2033年までの目標値)	27万9274人		・国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託業務 ・独立行政法人日本学生支援機構推進費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・留学生の帰国・帰国後の支援 ・外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促進事業 ・日本国際交流協会 ・日本学生派遣のための海外ネットワーク機能強化事業 ・大学等の海外留学支援制度 ・留学生経路促進プログラム ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生駆けつけプロジェクト	・留学生のリクルーティング機能強化等による継続的な留学生の獲得や奨学金の効率的な活用を通じ、外国人留学生数の増加を目指すとともに、各大学が地域の自治体や産業界と連携してこころがけ就職支援を促進することにより、外国人留学生の在留後の定着を促進する。 ・異文化理解ステップアップ事業においては、日本に招聘した留学生の満足度を高めることにより、アジア高校生駆けつけプロジェクトにおいては、日本に招聘した留学生の卒業後の意欲を向上させることにより、留学生数の増加や国費留学生などによる日本の大学等への帰国につながる。		
			・外国人留学生の日本国内での就職率(国内進学者を除く、2033年までに6割を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」(毎年)	6割 (2033年までの目標値)	—					
			・高校段階での外国人留学生数(2033年までに2万人にする)	高等学校等における国際交流等の状況について(隔年)	2万人 (2033年までの目標値)	—					
○高等学校・高等専門学校の国際化	4	3	・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校	調査中	—	—					
			・我が国の大学における外国人教員比率	文部科学省「学校基本調査」	8% (2033年までの目標値)	—					
			・全学生数に占める留学生比率	日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」 文部科学省「学校基本調査」	学部: 5% 修士: 20% 博士: 33% (2033年までの目標値)	—					
			・国際共同学位プログラム	ジョイント・ディグリー・プログラム: 文部科学省調べ ダブル・ディグリー・プログラム: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」	ジョイント・ディグリー・プログラム: 50件 ダブル・ディグリー・プログラム: 800件 (2033年までの目標値)	ジョイント・ディグリー・プログラム: 27件 ジョイント・ディグリー・プログラム: 30件		・WWJコンソーシアム構築支援事業 ・大学の世界展開力強化事業 ・大バババグローバル大学創成支援事業 ・大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 ・独立行政法人国立高等専門学校機構推進費交付金 ・国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業	・高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生の高度な学びを提供する仕組み(ALネットワーク)を創出することで、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校の増加につなげる。 ・大学の世界展開力強化事業の取組により、我が国にとって重要な国・地域の大学の大学との賛同証を結んだ大学間連携を推進し、国際連携のある教育・環境基盤の構築を図る。 ・大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業の取組により、日本人学生・外国人学生が共に学びあう多文化共生の環境整備・事業を推進する。 ・国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、我が国の高専生の海外派遣や外国との交流協定等の締結に取り組む国立高等専門学校を支援し、高等専門学校での国際化を図る。 ・国際バカロレアの教育効果等に関する基礎研究等を行い、その成果を広く発信するとともに、関係者のネットワークを構築し、国際バカロレアの普及促進を図る。		
			・VU-campusにおけるオンライン教育コンテンツの提供数	公式HP(https://www.jv-campus.org/find-your-study/lecture/)掲載数	600講義 100セミナー (2033年までの目標値)	374講義 44セミナー					
			・海外留学や海外インターンシップ等を経験した高専生の割合	文部科学省調べ	毎年度4.9%以上	14.40%					
			・国際バカロレアを活用した入試を実施する国内大学数	文部科学省旧教育推進コンソーシアムによる調査	100	78					
○外国語教育の充実	4	4	・英語力について、中学校卒業段階でCEFR のA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFR のA2レベル相当以上を達成した中高生の割合	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	6割以上	A1:50.0%、A2:50.5%		・「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」の中で、英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への対応や、指導方法の開発等を実施するほか、教師の英語力・指導力強化のための研修を実施する。また、本事業での取組内容を公表し、成果物の活用を促進することにより、全国的な英語教育の改善・充実を図る。 ・WWJコンソーシアム構築支援事業「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業」「アジア高校生駆けつけプロジェクト」により、生徒が英語に触れる機会がより充実し、英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力の育成につながる。 ・「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するための各大学の取組を推進する。 ・国際バカロレアの教育効果等に関する基礎研究等を行い、その成果を広く発信するとともに、関係者のネットワークを構築し、国際バカロレアの普及促進を図る。			
			・中学校卒業段階でCEFR のA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFR のA2レベル相当以上を達成した中高生の割合が5割以上の都道府県・政令指定都市	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	全都道府県・政令指定都市	A1:28自治体(/ 67都道府県・政令指定都市)が達成 A2:33都道府県(/ 47都道府県)が達成		・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 ・WWJコンソーシアム構築支援事業 ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 ・アジア高校生駆けつけプロジェクト ・独立行政法人国立高等専門学校機構推進費交付金 ・大学入学者選抜の取組の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会			
			・特にグローバルに活躍することが期待される層の英語力について、高等学校卒業段階でCEFR のB1レベル相当以上を達成した高専生の割合	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	3割以上	19.8%					
			・大学入学者選抜における総合的な英語力の適切な評価の進捗状況	文部科学省「大学入学者の実施の把握及び分析等に関する調査研究」(毎年)	—	—					
○国際教育協力と日本型教育の海外展開	4	5	・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数	事業者向け調査(国際課調べ)	36,000人 (R7年度)	8,578人		日本型教育の戦略的海外展開(EDU-Partニッポン2.0)	・本事業を通じて参加国が他国の教育の良い点を取り入れたり、自身の教育システム・コンテンツ等などの更なる改善を図ることで、教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上に貢献する。 ・本事業における諸外国との教育交流を通じて、教日協の維持・拡大を図る。		
			・Edu-PartニッポンのHPへの日本国内からのアクセス数	業務委託成果報告書	160,000件 (R7年度)	113,932件					
			・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数	事業者向け調査(国際課調べ)	80,000人 (R7年度)	37,931人					
○在外教育施設における教育の展開	4	6	・日本型教育の海外展開プロジェクト活動を通じて、日本や日本人に対する印象が良くなった割合	事業者向け調査(国際課調べ)	100% (R7年度)	100%		海外子女教育推進体制の整備(在外教育施設重点支援プラン)	在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化を図り、児童生徒の学びを保障する教育の質の向上や多様化・特色化の推進を図るための優れた教育プログラムの開発支援を行うことと、特色ある教育プログラムの実施促進につなげる。		
			在外教育施設重点支援プランの教育プログラムを受ける児童生徒数 (目標値)令和8年度までに9,800人	委託事業実績報告書	9,800人 (R8年度)	2068名					
○芸術等分野の文化芸術の担い手の育成	4	7	・新進芸術家海外研修制度に採用後、実際に海外で実践的研修を支援された実績数	文化庁調べ	30人 (令和8年度)	34人		新進芸術家海外研修制度 ・クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業 ・伝統芸術伝承者養成研修事業(独立行政法人日本芸術文化振興会)	・我が国の芸術家等が今後の芸術活動に資する海外での研修を行う際の旅費及び滞在費を支援する海外での実践的海外研修機会の提供の取組を実施する。 ・「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」では、次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・制作・交差・海外展開までの一連の活動を通じ、育成や、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代交代の機能強化を支援する。このことにより、次代を担うクリエイター等の活動機会が創出されたとともに、優れた文化芸術活動が国内外に展開され、文化芸術活動の活性化と芸術水準の向上に図られる。 ・伝統芸術伝承者養成事業においては、我が国の伝統芸術を継承・継承するため、伝承者の安定的な確保を確保しており、歌舞伎、大衆音楽、能楽、文楽、組踊の各分野について、毎年度関係団体等と協議の上、実施すべき分野等を定期的に策定を行っている。		
			・文化芸術活動基礎強化基金による支援を受けた若手クリエイター等(育成対象者)による国内外の著名な芸術家とのネットワーキングや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・夢演して高評価を受ける件数。	文化庁調べ	20件 (令和10年度)	—					
			・芸術家等への実践的な海外研修機会の提供を拡充する。 ・伝統芸術を長期的な視点に立って保存・継承し、伝承者を安定的に確保する。	独立行政法人日本芸術文化振興会調べ ・関係団体の要請に応じた研修生の輩出状況	前年度と同等以上	歌舞伎俳優: 33.0% 歌舞伎音楽(竹本): 85.7% 歌舞伎音楽(鳴門): 37.5% 歌舞伎音楽(長門): 24.4% 大衆音楽(愛知歌子): 53.1% 大衆音楽(大津歌子): 38.1% 能楽(三役): 8.4% 文楽: 57.0% 組踊: 22.3%					

[illegible]

1.1 DXの推進・デジタル人材の育成										
〇1人1台端末の活用	1人1台端末の活用を日常化する。	11	1	・児童生徒同士がやりとりする場面で、端末を3回以上活用する学校の割合 1 児童生徒一人一人の特性や理解度・速度に合わせて課題に取り組み「場面」でのICT活用頻度の増加	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)	80%(R8)	小・40.2% 中・24.1%	・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出し、モデル化し、都道府県等の域内・校域を超えて構築することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、 ・「GIGAスクール推進の加速化事業」(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)) ・GIGAスクール運営支援センター連携事業(県までの事業)	「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出し、モデル化し、都道府県等の域内・校域を超えて構築することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、 ・「GIGAスクール推進の加速化事業」(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)) ・GIGAスクール運営支援センター連携事業(県までの事業)	
				全国の運営支援センターのカバー率	GIGAスクール構想の実現(公立学校情報機器整備費補助)の執行状況	100%(R8)	51.5%			
				児童生徒の情報活用能力の育成	児童生徒の情報活用能力が向上する。					
〇児童生徒の情報活用能力の育成	児童生徒の情報活用能力が向上する。	11	2	情報活用能力調査で、小学校レベル3以下、中学校レベル3以下の児童生徒の割合	情報活用能力調査	小・20%以下(R8) 中・20%以下(R8)	小・49.9% 中・57.1%	・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出し、モデル化し、都道府県等の域内・校域を超えて構築することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、 ・「GIGAスクール推進の加速化事業」(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)) ・GIGAスクール運営支援センター連携事業(県までの事業)	「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出し、モデル化し、都道府県等の域内・校域を超えて構築することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、 ・「GIGAスクール推進の加速化事業」(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)) ・GIGAスクール運営支援センター連携事業(県までの事業)	
				教師が授業にICTを活用して指導する能力が向上する。						
		11	3	授業にICTを活用して指導する教師の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	100%(R7)	80.40%	・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出し、モデル化し、都道府県等の域内・校域を超えて構築することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、 ・「GIGAスクール推進の加速化事業」(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)) ・GIGAスクール運営支援センター連携事業(県までの事業)	「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出し、モデル化し、都道府県等の域内・校域を超えて構築することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、 ・「GIGAスクール推進の加速化事業」(全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)) ・GIGAスクール運営支援センター連携事業(県までの事業)	
〇校務DXの推進	自治体で次世代の校務システムへの導入が進み、教職員の働き方改革や学校経営・学校経営の高度化が促進される。		4	次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合	GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト・学校・教育委員会の自己点検結果	100%(R11) R9までの目標値: 90%	3.1%	次世代の校務デジタル化推進実証事業	「次世代の校務デジタル化推進実証事業」を実施し、自治体による次世代校務DX環境の整備を推進するため「次世代の校務デジタル化」を創出することで、自治体における次世代の校務システムへの導入を促進され、教職員の働き方改革や学習指導・学校経営の高度化につながる。	
				教育データの基体や定義が揃うことで、相互運用性や流通性が確保され、教育データが相互に交換、蓄積、分析可能になる。	5 「文部科学省教育データ標準」改訂、項目数	文部科学省調べ	改訂の継続、項目数の前年度比増	—	教育データの標準化に関する調査研究事業	事業において「文部科学省教育データ標準」を毎年度改訂し、標準化の項目数を増加させることで、教育データ標準化を更に推進する。
				全国的・公的な基幹的ツールが整備され、全国の学校等に効果的に活用が促進される。児童生徒がオンライン上で学習やマネジメントができる「文部科学省WEB調査システム(MEXCBT)」が活用されている。また、システムの利用率100%(学校単位)となる。また、文部科学省が学校等に対して行う調査調査は、学校等の個別化・パーソナライズされた調査が実現される。文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)で基本的な調査を実施される。	6 文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の利用率(学校単位)	文部科学省調べ	100%	77%	・文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の拡充・活用推進事業 ・文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)の改善・活用促進事業	・MEXCBTについて、事業において機能拡充等を行い、事務処理や全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進することで、学校単位の利用率100%を目指す。 ・文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)の改善・活用促進事業
〇基礎的・基幹的の間の活用	全国的・公的な基幹的ツールが整備され、全国の学校等に効果的に活用が促進される。児童生徒がオンライン上で学習やマネジメントができる「文部科学省WEB調査システム(MEXCBT)」が活用されている。また、システムの利用率100%(学校単位)となる。また、文部科学省が学校等に対して行う調査調査は、学校等の個別化・パーソナライズされた調査が実現される。文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)で基本的な調査を実施される。	11	7	教育データ・分析・活用を重点施策に位置付ける地方自治体の割合、教育データ・分析・活用を重点施策に位置付ける地方自治体の割合	文部科学省「教育データの活用に関する実態調査」	100%(R12)	22%	・教育データの効果的な分析・活用に関する調査研究事業 ・教育データ活用促進の推進事業等に関する調査研究事業 ・次世代の学校・教育現場を支援する先端技術・教育データの活用促進事業	・調査研究事業において教育データ分析のフォーマットの策定等や「教育データの活用に関する留意事項」の改訂を行い、学校等における効果的な活用・安全・安心なデータ活用を促進する。 ・「次世代の学校・教育現場を支援する先端技術・教育データの活用促進事業」の活用促進により、先端技術を活用した実証事例が創出され、利活用の促進につながる。また、調査研究事業において教育データ分析のフォーマットの策定等や「教育データの活用に関する留意事項」の改訂を行い、学校等における効果的な活用・安全・安心なデータ活用を促進する。	
				文部科学省が学校等に対して行う調査調査は、学校等の個別化・パーソナライズされた調査が実現される。文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)で基本的な調査を実施される。	文部科学省調べ	100%	84%			
				教育課題の解決に向けて、教育現場において先端技術を活用している自治体数	文部科学省調べ	200自治体	—			
〇デジタル人材育成の推進(高等教育)	文脈を問わず、一定規模の大学・高専等が、自らの専門分野への教育「データサイエンス」の応用基力を獲得する。	11	8	教育データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の認定状況及び文部科学省「全国大学一貫」を基に算出	「教育データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の認定状況及び文部科学省「全国大学一貫」を基に算出	250,000人(R7)	129,405人	教育データサイエンス・AI教育プログラム認定制度	教育データサイエンス・AI教育プログラム認定制度を推進し、応用基力・応用基力・応用基力・応用基力が向上することにより、自らの専門分野への教育「データサイエンス」の応用基力を獲得した学生の輩出に貢献する。	
				・高等教育機関において、通商教育の質保証や、英語授業・通商教育を効果的に実施するための「デジタル」型教育の推進に向けた取組が行われる。 ・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	9 通商教育の質保証等に向けた取組の実施状況	大学における教育内容等の改革状況調査	—	—	・「デジタル」型教育の推進、通商教育に関する事例等の共有 ・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「デジタル」型教育の推進、通商教育に関する事例等の共有 ・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。
				・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	
〇教育環境のデジタル化の促進(高等教育)	・高等教育機関において、通商教育の質保証や、英語授業・通商教育を効果的に実施するための「デジタル」型教育の推進に向けた取組が行われる。 ・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	11	9	通商教育の質保証等に向けた取組の実施状況	大学における教育内容等の改革状況調査	—	—	・「デジタル」型教育の推進、通商教育に関する事例等の共有 ・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「デジタル」型教育の推進、通商教育に関する事例等の共有 ・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	
				・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	
				・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	
〇社会教育分野のデジタル活用推進	社会教育施設におけるデジタル基盤の強化を促進するとともに、公民館等の社会教育施設におけるデジタルリテラシーの向上への取組を促進し、デジタルデバイドの解消をめざるとして社会教育に貢献する。	11	10	実態等が利用できるWi-Fi環境を行っている公民館(自治体)の割合	文部科学省調べ	50%	39%	社会教育デジタル活用推進事業	公民館におけるデジタル活用のノウハウ蓄積や課題整理が行われることで、目標達成に貢献する。	
				・デジタルに関する課題等を実施する公民館の割合	文部科学省「社会教育調査」	70%	—			
				・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	・「急速なデジタル技術を活用した学習環境が整備されることを促進する。	

[illegible]

経済状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保									
○教育費負担の軽減に向けた経済的支援	・全世帯の高等学校進学率と生活保護世帯の高等学校進学率の差を前年度比で減少させる。 ・経済的理由による高等学校等中途退学数を前年度比で減少させる。 ・経済的理由により進学・修学を断念する学生等の減少を目指す。	13	1	・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校進学率の差 内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」及び文部科学省「学校基本調査」を基に算出	—	—	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金法（2023・文科-22-0123） ・高校主等奨励学付金（2023・文科-22-0123） ・高等学校における経済的負担軽減政策の充実 【令和6年度～】 ①高等学校等の就学支援制度について、多子世帯や理工農系の学生の学費の負担に配慮した支援策の検討が図られる。 ②減額返還制度の見直し ・大学附設において、専攻中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて給付が可能となる授業料後払い制度の創設 【令和7年度～】 ・多子世帯の学費等について、所得補填が、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金の軽減化 ・独立行政法人日本学生支援機構等運営委員会に必要経費（施設等整備費の負担軽減）に関する高校の施設整備等計画への通知や保護者・生児向けの情報提供等の促進	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金法（2023・文科-22-0123） ・高校主等奨励学付金（2023・文科-22-0123） ・高等学校における経済的負担軽減政策の充実 【令和6年度～】 ①高等学校等の就学支援制度について、多子世帯や理工農系の学生の学費の負担に配慮した支援策の検討が図られる。 ②減額返還制度の見直し ・大学附設において、専攻中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて給付が可能となる授業料後払い制度の創設 【令和7年度～】 ・多子世帯の学費等について、所得補填が、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金の軽減化 ・独立行政法人日本学生支援機構等運営委員会に必要経費（施設等整備費の負担軽減）に関する高校の施設整備等計画への通知や保護者・生児向けの情報提供等の促進	
		810人	—	・文科科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」 ・（非課税）文部科学省調べ （生活保護、厚生労働省資料（LWLは内閣府資料）） （ひがね、厚生労働省調べ） （全国及びひがね等調査） （児童養護施設）内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」	（非課税）69%				
		—	—	・住居非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設の子供の大学進学率	—				
		—	—	・全生業数に占める1年間の経済的理由による、大学等の中途退学数の割合	・文科科学省「学生等の中途退学率・休学率等」の調査（毎年）				
○へき地・過疎地・支障等における学びの支援	・「各地域連携プラットフォーム」の機能等を通じて、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲）	13	2	・ICT機器を使って児童生徒が学校外での施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）に人ごととしたりする取組数 ・事業のスタートアップ内で実施される遠隔授業の実施科目数 ・高等学校における学びの向上のための遠隔授業（教科・科目実用型）によって行われる実施科目数 ・大学間連携に取り組む大学数の増加（再掲） ・大学等連携推進法人制度 文部科学大臣認定科目（不定期）	150科目	200	・各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業に関する報告書 ・各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の充実と実現する。（再掲） ・「各学校・課程・学科の垣根を超る高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠を超え、すべての高等学校において、生活の多様化や学習ニーズに応える教育の質の向上を図ることを目的として実施される。また、地域の高等学校等と地方自治体、企業等が協働して教育・文化・経済・社会等について協働的に議論する体制を各地に構築するよう推進する。また、複数の高等学校で人的・物的リソースを効果的に活用することによる教育の	

14 安全・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	1					—		
	○企業等との連携	体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトを構築し、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を促進する。	14	2	「子供の体験活動推進宣言」賛同団体	文部科学省調べ		900団体	441団体	-体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト -秋田県立青少年教育振興協議会運営交付金 -地域を若人財育成のためのキャリアプランニング推進事業	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動の利用者である学校等と関係者である企業や青少年教育関係者の多様な主体をマニピュレーションする取り組みが継続して行われている。また、国や青少年教育振興機構では、「地域ぐるみで体験の機会をもちよう運動」に取り組んでおり、青少年教育振興機構・関係等が連携し地域ぐるみで体験活動を推進する取組を高める取り組みなどを実施し、体験活動の機会の充実を図ること、目標達成に貢献する。
					-職場見学(小学校)・職業体験(中学校)・就業体験活動(高等学校) -実施の割合の増加	文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び 国立教育政策研究所「職場体験・インターシップ実施状況等調査」	小学校70% 中・高等学校90%	小学校 60.5% 中・高等学校 調査中	地元企業等と連携し、職場体験やインターシップの受け入れを積極的に行い、学校と企業とのマッチングを担うキャリアアップラゲス・バー・ハイ・エド教育委員会等が設置することにより、職場体験やインターシップの機会の充実を促進することができている。		
	○スポーツ・文化芸術団体との連携	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を推進し、誰もが気軽にスポーツ・文化芸術に継続して取り組むことができる機会を確保する。	14	3	-地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8)	40%		「学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた体制整備等について、国の考え方を示している。	
					-地域連携や地域移行の方針を策定した自治体の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8)	17%		<予算事業> -中学校における部活動指導員の配置支援事業 -地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算) -地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) -文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)(令和6年度予算、令和7年度補正予算) <通知等> -学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表	これらを踏まえ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算)では、自治体における部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。
					-休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」	100%(R7)	51%		そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。	
	○保護・保健機関との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。			-休日の文化活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合	文化庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域文化環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8)	38%		さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、直ちに地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。	
			14	4					—		
			14	5					—		
			14	6					—		
14	7										
14	8										
14	9										
14	10										
14	11										
14	12										
14	13										
14	14										
14	15										
14	16										
14	17										
14	18										
14	19										
14	20										
14	21										
14	22										
14	23										
14	24										
14	25										
14	26										
14	27										
14	28										
14	29										
14	30										
14	31										
14	32										
14	33										
14	34										
14	35										
14	36										
14	37										
14	38										
14	39										
14	40										
14	41										
14	42										
14	43										
14	44										
14	45										
14	46										
14	47										
14	48										
14	49										
14	50										
14	51										
14	52										
14	53										
14	54										
14	55										
14	56										
14	57										
14	58										
14	59										
14	60										
14	61										
14	62										
14	63										
14	64										
14	65										
14	66										
14	67										
14	68										
14	69										
14	70										
14	71										
14	72										
14	73										
14	74										
14	75										
14	76										
14	77										
14	78										
14	79										
14	80										
14	81										
14	82										
14	83										
14	84										
14	85										
14	86										
14	87										
14	88										
14	89										
14	90										
14	91										
14	92										
14	93										
14	94										
14	95										
14	96										
14	97										
14	98										
14	99										
14	100										
14	101										
14	102										
14	103										
14	104										
14	105										
14	106										
14	107										
14	108										
14	109										
14	110										
14	111										
14	112										
14	113										
14	114										
14	115										
14	116										
14	117										
14	118										
14	119										
14	120										
14	121										
14	122										
14	123										
14	124										
14	125										
14	126										
14	127										
14	128										
14	129										
14	130										
14	131										
14	132										
14	133										
14	134										
14	135										
14	136										
14	137										
14	138										
14	139										
14	140										
14	141										
14	142										
14	143										
14	144										
14	145										
14	146										
14	147										
14	148										
14	149										
14	150										
14	151										
14	152										
14	153										
14	154										
14	155										
14	156										
14	157										
14	158										
14	159										
14	160										
14	161										
14	162										
14	163										
14	164										
14	165										
14	166										
14	167										
14	168										
14	169										
14	170										
14	171										
14	172										
14	173										
14	174										
14	175										
14	176										
14	177										
14	178										
14	179										
14	180										
14	181										
14	182										
14	183										
14	184										
14	185										
14	186										
14	187										
14	188										
14	189										
14	190										
14	191										
14	192										
14	193										
14	194										
14	195										
14	196										
14	197										
14	198										
14	199										
14	200										
14	201										
14	202										
14	203										
14	204										
14	205										
14	206										